



暮らしのたより

軽自動車等の名義変更、廃車 の手続きは済みましたか



原動機付自転車や軽四輪等の車を他人に譲ったり、使用しなくなった軽自動車等を、廃車や名義変更などの諸手続きをしないで、登録したままにしておくと、税金がかかってしまいます。

軽自動車は、毎年4月1日現在の所有者に課税されますから手続きは早めに済ませてください。

◇手続きの方法

- ・原動機付自転車（125cc以下及び小型特殊車）は市民課窓口へ
- ・軽自動車は、軽自動車協会または、陸運事務所（二輪の小型自動車のみ）
（代行機関は富士自家用自動車協会等があります。）

◇問い合わせ先 市税務室市民税諸税担当へ 内線282
※年の途中での軽自動車等の購入は課税されません。また、廃車の場合も還付はありません。

身体障害者が使用する 軽自動車税が減免

身体障害者、精神薄弱者または、精神薄弱児の人が所有し、通学、通院や生業のために身体障害者の人が自分で運転する場合やその人と生計をともにする人がその人のために運転する軽自動車などで諸要件に適合しているときは、申請することによって1台限り減免されます。

◇問合せ先 市税務室市民税諸税担当 内線282

国保税の所得申告を

富士市国民健康保険税条例の一部が改正され、新しく国民健康保険税に関する申告の規定が設けられ、所得状況を記載した申告書を提出していただくことになりました。

◎所得の申告書を提出すると――

国民健康保険税は、所得の無い人や、一定の基準額以下の人には、被保険者均等割額・世帯別平等割額を軽減する制度がありますが、所得状況がわからないと軽減措置が受けられませんので、必ず提出してください。

1. 申告書を提出していただく人

・昭和59年度から国民健康保険税の被保険者（世帯主が国民健康保険に加入していない世帯で家族が国民健康保険に加入している世帯を含む）すべての人に前年中の所得を申告していただきます。

2. 申告書を提出しなくてもよい人

- ・所得税の確定申告をした人
- ・市県民税の申告をした人
- ・事業所から給与支払報告書を市に提出した人

◎申告書の提出期限

昭和59年4月16日（月）

◎申告書の提出先及び問合せ先

市保険年金課保険税係 ☎51-0123 内線265・266
※申告用紙は、保険年金課に用意してあります。

勤労青少年会館「ホーム祭」を開催

勤労青少年会館は、勤労青少年と地域住民がふれあい、親睦を深めるためホーム祭を開きます。

◇内 容 ・子ども餅つき大会—3月10日（土）17:00
・文化祭—3月11日（日）10:00からステージ、展示は3月5日～11日まで 青空市 3月11日（日）

図書館の「貸出登録票」の手続きを

★始めて利用する人…身分を確認できる身分証明書や免許証、保険証、学生証などを持参して登録してください。

★1年を過ぎた人 毎年、更新することになっています。図書館へ来たとき、移動図書館「ふじ号」が行ったときを利用して登録の更新をしてください。

※図書館利用の登録をすると「登録票」が交付され次回から簡単に本が借りられます。図書館は、みんなの施設です。おいに利用しましょう。

